

## 山口市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市防災行政無線局(固定系)の戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の設置)

第2条 市長は、災害等に関する情報の円滑な伝達を図るため、次に掲げる場所に戸別受信機を設置するものとする。

(1) 合併前の秋穂町、阿知須町及び徳地町の区域内(次号において「設置区域内」という。)における別表に掲げる場所

(2) 設置区域内に居住する者の自宅

(設置の申請)

第3条 戸別受信機の設置を希望する者は、前条第1号に該当するものにあつては山口市防災行政無線局(戸別受信機)設置届(様式第1号)により、同条第2号に該当するものにあつては山口市防災行政無線局(戸別受信機)設置申請書(様式第2号)によりそれぞれ届出又は申請を行わなければならない。

(適正管理)

第4条 戸別受信機の設置を受けた者(以下「管理者」という。)は、当該戸別受信機の機能を損なうことのないよう適正に管理するよう努めなければならない。

(報告義務)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 受信機に異常を発見したとき、若しくは損傷し、又は亡失したとき。

(2) 転出その他の事情により不要となったとき。

(3) 第3条の規定により届け出た、又は申請した事項に変更が生じたとき。

(戸別受信機の返却)

第6条 市長は、前条第2号に規定する報告があつたときは、速やかに戸別受信機を回収するものとする。

(管理者の費用負担)

第7条 戸別受信機の維持管理に要する費用のうち、電気料金及び非常電源用に内蔵された電池の交換に要する費用については、管理者の負担とする。

2 前項に掲げるもののほか、戸別受信機を損傷し、又は亡失した場合において、その原因が管理者の故意又は過失によるものであることが判明したときは、復旧による費用の全部又は一部を当該管理者に負担させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の設置に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
(山口市徳地区域個別受信機取扱規程の廃止)
- 2 山口市徳地区域個別受信機取扱規程(平成17年10月1日制定。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、合併前の秋穂町、阿知須町及び旧規程の規定により設置された戸別受信機は、この要綱の相当規定により設置されたものとみなす。

別表(第2条関係)

合併前の 秋穂町の区域	(1) 区域内の自治会等(32地区)より届出のあった場所 (2) 山口市消防団秋穂方面隊長より届出のあった当該方面隊に所属する消防団員の自宅 (3) 小郡警察署秋穂駐在所及び大海駐在所 (4) 防府市消防署秋穂出張所
// 阿知須町の区域	(1) 小郡警察署阿知須交番
// 徳地町の区域	(1) 区域内の公共機関及び事業所

様式第1号(第3条関係)

山口市防災行政無線局(戸別受信機)設置届

年 月 日

(あて先)山口市長

(届出者)

住 所

氏 名



連絡先

( - - )

下記の場所に防災行政無線局(固定系)の戸別受信機を設置したいので、山口市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置要綱第3条の規定により届け出ます。

なお、設置にあたり同要綱第4条、第5条及び第7条1項を遵守します。

記

設 置 場 所	
設 置 場 所 の 代 表 者 氏 名	
連 絡 先 ( 電 話 番 号 )	
備 考	

※ この設置届に記載された個人情報は、戸別受信機の点検、修繕等戸別受信機を管理するに当たっての連絡のために使用します。

様式第2号(第3条関係)

山口市防災行政無線局(戸別受信機)設置申請書

年 月 日

(あて先)山口市長

(申請者)

住 所

氏 名



下記のとおり、防災行政無線局(固定系)の戸別受信機の設置を受けたいので、山口市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置要綱第3条の規定により申請します。

なお、申請にあたり同要綱第4条、第5条及び第7条1項を遵守します。

記

設 置 場 所	
戸別受信機を管理 する者の氏名	
連 絡 先 ( 電 話 番 号 )	
備 考	

※ この申請書に記載された個人情報は、点検、修繕等戸別受信機を管理するに当たっての連絡のために使用します。